資料１

新潟県消費生活審議会傍聴要領の改正について

１　改正理由

平成 29 年 11 月 20 日付け法文第 164 号通知により、「附属機関等の会議の公開に関する指針の運用上必要な事項」の改正に合わせて、新潟県消費生活審議会傍聴要領を改正する。

平成 29 年 11 月 20 日付け法文第 164 号通知(抜粋)

傍聴手続きの簡略化及び個人情報の適正な取扱いの観点から、「附属機関等の会議の公開に関する指針の運用上必要な事項」の別紙２「傍聴要領(例)」を見直し、傍聴受付の際に住所及び氏名の記載を求めないこととする。

２　改正（案）

新旧対照表は以下のとおり。改正(案)全文は別紙のとおり。

現　行	改　正　(案)
傍聴要領 平成１３年２月２日 新潟県消費生活審議会	傍聴要領 平成１３年２月２日制定 平成３０年３月　日一部改正 新潟県消費生活審議会
１　傍聴する場合の手続き （1）　会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の５分前までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。 (以下、省略)	１　傍聴する場合の手続き （1）　会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の５分前までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。 (以下、省略)